

岩手県告示第398号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和8年岩手県告示第68号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和8年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 花巻市東和町石鳩岡地内
- 2 実施した期間 令和8年1月20日から同年3月16日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量、現地測量及び路線測量